

マイナ保険証への移行に関する概要

- 現行の組合員証等は令和6年12月2日以降その発行を終了し、医療機関等への受診は、原則、マイナ保険証を利用いただくこととなります。なお、現在お持ちの組合員証等は、令和7年12月1日まで利用可能とする経過措置が設けられています。
- 「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」は、自身の加入者資格を確認できるようにすることに加えて、加入者情報等がオンライン資格確認システムへ登録されたことを通知する必要があることから、各異動に伴う処理をされた全加入者に交付します。
- マイナ保険証を保有していない方には職権で「資格確認書」を交付します。

	マイナ保険証	資格情報通知書 (資格情報のお知らせ)	資格確認書	組合員証等
材 質	カード型	A4紙	カード型※	カード型
交付対象	マイナンバーカードの 交付申請を行った方	オンライン資格確認シ ステムへデータ登録が 完了した方	マイナ保険証を保有し ていない方等	令和6年11月29日 までに交付処理が完了 した方
取得方法	マイナンバーカードの 健康保険証利用登録を 行う	オンライン資格確認シ ステムへデータ登録完 了後に職権交付	職権交付 または 交付申請	令和6年11月29日 をもって発行処理終了
使用目的	医療機関等を 受診するとき	加入者情報を 確認するとき等	医療機関等を 受診するとき	医療機関等を 受診するとき等
有効期限	マイナンバーカードの 有効期限	資格喪失するまで	原則5年	資格喪失するまで (令和7年12月2日 以降は使用不可)
返 却	—	不 要	資格喪失日が有効期限 前の場合は回収必要	令和7年12月2日よ り前の資格喪失日の場 合は回収必要

※ 現行の組合員証等と同じカード原版を使用しますので、形状・色など組合員証等から変更ありません。
ただし、出生の子に特例的に交付する有効期限が1か月の「資格確認書」は、材質が「A4紙」となります。

マイナ保険証への移行に関する Q&A 集

<資格確認書について>

Q1 資格確認書の材質、記載内容などはどうなるのか。

A 現行の組合員証等と同じカード原版を使用するため、材質・色など変更はありません。カードの名称を「組合員証（組合員被扶養者証）」から「資格確認書」に変更するのみで記載内容に変更はありません。

Q2 資格確認書の交付対象者はマイナ保険証を保有していない者に限るのか。

A 交付対象者に想定されるものは以下のとおりです。

<本人の申請によらない交付（職権交付）>

- ・ マイナンバーカードを取得していない方
- ・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
- ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した者・登録解除者、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ・ 申請により資格確認書が交付された要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者をいう。以下同じ。）の資格確認書を更新する場合 等

<本人の申請による交付>

- ・ マイナ保険証を紛失・更新中の方
- ・ マイナ保険証返納者が資格確認書の職権交付前に交付を希望する場合
- ・ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある場合 等

Q3 要配慮者について、詳細な基準は設けるのか。

A 医療機関等の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方については、要介護の高齢者や障害をお持ちの方など、様々な困難を抱える方が想定されるため、一律の基準を定めるのは困難であることから、個々の事情を勘案し判断いたします。

Q4 資格確認書は、令和6年12月2日以降、有効な組合員証及び組合員被扶養者証（以下、組合員証等という）を保有している場合、交付されるのか。

A 加入者が切れ目なく必要な保険診療を受けられるよう、マイナ保険証を保有していない方には令和7年秋ごろに一斉交付する予定です。

Q5 マイナ保険証を保有している者が、当該マイナ保険証を利用する意向がなく、資格確認書の交付を希望する場合、交付されるのか。

A マイナ保険証を保有しており、オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は、交付対象となりません。通常マイナ保険証を利用していただくこととなりますが、それでもなお資格確認書の交付を希望される場合は、マイナ保険証の利用登録解除をご案内いたします。

Q6 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた場合について、期限切れ後3か月間はマイナ保険証として引き続き利用可能のため、3か月が経過したタイミングで資格確認書を交付することとされているが、電子証明書の有効期限が切れたタイミングで資格確認書を交付していただけるのか。

A 電子証明書の有効期限が切れた後、3か月を経過するまではマイナ保険証として医療機関等における資格確認の際に引き続き利用が可能であることから、申請によらない資格確認書の交付は3か月を経過するタイミングを想定しています。なお、有効期限が切れた後、マイナ保険証の継続利用の意向がない等の理由により、資格確認書の交付申請があった場合には、交付いたします。

Q7 資格確認書のき損・滅失があった場合、再交付されるのか。

A 資格確認書のき損・滅失による再交付申請があった場合は、再交付いたします。なお、申請者がマイナ保険証を保有しており、医療機関等の受診時に利用可能である場合には、資格確認書は再交付しませんので、マイナ保険証をご利用いただくこととなります。

Q8 現行の有効な組合員証等をお持ちで、組合員証等をき損・滅失した場合、申請すれば資格確認書が交付されるのか。

A 有効な組合員証等をき損・滅失した方が「資格確認書(再)交付申請書」を提出した場合、交付いたします。なお、申請者がマイナ保険証を保有しており、医療機関等の受診時に利用可能である場合には、資格確認書は交付せず、マイナ保険証をご利用いただくこととなります。

Q9 子どもが修学旅行に参加するときなどマイナ保険証を持たせることが心配で資格確認書を持っておきたい場合、資格確認書の交付申請をすれば交付されるのか。

A 資格確認書は、法令上、医療機関等においてマイナ保険証でオンライン資格確認を受けることが困難な人に対して交付するものであるため、交付できません。修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等において、児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でないときには、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルをあらかじめダウンロードしたものやその印刷物、資格情報通知書（資格情報のお知らせ）又はその写しを医療機関・薬局に提示するといった方法により、被保険者資格の確認を行うこととなります。

Q10 資格確認書の有効期限はどうなるのか。

A 原則として、交付日から5年を有効期限とします。

例) 交付日：令和7年2月1日→有効期限：令和12年1月31日

Q11 出生の子について、マイナンバーが発行されるまで時間がかかるが、資格確認書は交付されるのか。

A 当組合でマイナンバーが把握できない場合は、有効期限を1か月とした資格確認書（A4紙）を交付いたします。

Q12 マイナ保険証を紛失した場合、資格確認書は交付されるのか。

A マイナ保険証を紛失してから再取得するまでの期間を考慮して、有効期限を3か月とした資格確認書（カード型）を交付いたします。

Q13 申請及び職権交付にて一度交付した資格確認書の有効期限が到来する場合、職権にて再度資格確認書が交付されるのか。

A 資格確認書の有効期限が到来する場合は、直近のマイナ保険証の利用登録状況等を確認したうえで、当組合が必要と判断した場合には、引き続き職権交付いたします。

Q14 マイナ保険証の利用登録解除を申請する場合、資格確認書の申請は必要ないのか。

A マイナ保険証の利用登録解除を申請される方については、加入者が切れ目なく必要な保険診療を受けられるよう、利用登録の解除申請の受付と同時に、本人の申請によらず職権で資格確認書を交付いたします。ただし、Q4同様、現行の組合員証等が有効な間は資格確認書を交付せず、令和7年秋ごろに一斉に交付する予定です。

Q15 有効期限が切れた資格確認書について回収する必要があるのか。

A 回収の必要はありませんが、個人情報を含むものであることから、本人において破棄を依頼するなど、適切な周知・広報をお願いします。

Q16 資格確認書を交付した後、当該資格確認書の有効期間中に、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をした加入者について、当該資格確認書の回収が必要か。

A 回収は不要です。

Q17 マイナ保険証紛失時に交付された資格確認書の有効期限が経過するまでの間に、マイナ保険証を再取得した場合、当該資格確認書の回収をする必要があるのか。

A 回収は不要です。

Q18 有効期限が切れる前に資格喪失した場合、資格確認書の回収をする必要があるのか。

A 回収が必要です。定期的に当組合から資格確認書の交付者一覧表を提供しますので、資格確認書の回収にご利用ください。

Q19 性同一性障害の方の性別や氏名の表記の取扱いはどのようになっているのか。

A 性同一性障害の方の性別や氏名については、現行の組合員証等において、保険者がやむを得ないと判断した場合には、性別や氏名の表記方法を工夫することも差し支えないとなっており、資格確認書についても同様の取扱いとします。

Q20 資格確認書の郵送方法は、どのようになるのか。

A 資格確認書については、基本的に現行の組合員証等と同様に取り扱われるものであり、郵送方法も現行と同様となります。

<資格情報通知書（資格情報のお知らせ）について>

Q1 資格情報のお知らせを加入者全員に交付する必要はあるのか。

A 資格情報のお知らせは、マイナ保険証の保有者が自身の加入者資格等を簡易に確認出来るように交付することに加えて、中間サーバーへの加入者情報等の登録（データ登録）完了を確実に被保険者等にお知らせする必要もあることから、資格確認書の交付対象者を含む加入者全員に対して交付いたします。

Q2 資格情報のお知らせのき損・滅失があった場合再交付されるのか。

A 資格情報のお知らせのき損・滅失による再交付申請があった場合は、再交付いたしますが、マイナポータルにより資格情報を確認することができる方は、再交付の申請をする必要はありません。

Q3 資格情報のお知らせを再交付する場合、既に交付している資格情報のお知らせを回収する必要はあるのか。

A 資格情報のお知らせは、回収不要です。その上で、既に交付している資格情報のお知らせについては、自己破棄をしてください。

Q4 マイナ保険証を保有している者は、資格情報のお知らせを併せて持ち歩く必要があるのか。

A マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証だけで医療機関等を受診することが可能です。他方で、マイナンバーカードを読み取る端末がない施設（オンライン資格確認等システムの義務化対象外施設、経過措置対象施設等）も一部存在するため、そういった医療機関等を受診する際には、マイナンバーカードと併せて資格情報のお知らせも持参してください。紙の資格情報のお知らせだけでなく、マイナポータルの資格情報の画面を提示することや、あらかじめダウンロードしたものを提示することも可能です。

Q5 現在、健康保険法施行規則等において「資格情報通知書」と規定されているが、「資格情報のお知らせ」はどのような取扱いとなるのか。

A 「資格情報通知書」＝「資格情報のお知らせ」とされ、令和6年12月2日以降は「資格情報通知書」として発行されます。

Q6 資格情報のお知らせの郵送方法は、どのようなのか。

A 資格情報のお知らせは、資格確認書と同様の郵送方法となります。

<現行の組合員証等について>

Q1 令和6年12月1日まで現行の組合員証等を交付することだか、12月1日は交付年月日、適用開始年月日（資格取得年月日）のどちらを基準とされるのか。

A 交付年月日を基準とします。したがって、資格取得日が令和6年12月1日以前であっても、交付年月日が令和6年12月2日以降となる場合には、組合員証等は交付されません。

Q2 令和6年12月2日以降、組合員証等を交付することはできないのか。氏名変更や破損・紛失の場合の再交付もできないのか。

A できません。マイナ保険証を有している方は、マイナ保険証を利用ください。マイナ保険証を有していない方には、下記書類の提出があった場合に資格確認書を交付します。
氏名変更した場合：「組合員氏名変更申告書」または「被扶養者申告書（変更）」
（組合員証等を有している方は、組合員証等の添付が必要）
破損・紛失等した場合：「資格確認書(再)交付申請書」

Q3 令和7年12月2日以降も組合員証等は使用可能か。

A 組合員証等が使用できるのは令和7年12月1日までのため、使用できません。

Q4 経過措置期間中（令和6年12月2日から令和7年12月1日まで）に、組合員証等を保有している者が資格を喪失した場合、当該組合員証等を回収する必要があるのか。

A 回収をお願いします。経過措置期間中においては、従前と同じ取扱いとなるため、資格喪失届等に添えて組合員証等を回収することが必要となります。なお、紛失等の場合は、「組合員証等再交付申請書」を提出してください。

Q5 令和7年12月2日以降、組合員証等を回収する必要があるのか。

A 回収の必要はありません。

<高齢受給者証について>

Q1 令和6年12月1日まで現行の組合員証等を交付することだか、高齢受給者証はどのようなになるのか。

A 高齢受給者証については、記載内容の変更等もなく現行の取扱いのままとなります。すでに交付済みの高齢受給者証は継続してご利用ください。

Q2 マイナ保険証の保有者にも高齢受給者証の発行はあるのか。

A 現行どおり、70歳～74歳の全加入者に高齢受給者証を発行いたします。なお、マイナ保険証保有者かどうかによって、交付する理由が異なります。

- ・マイナ保険証保有者→高齢受給者が一部負担割合を簡易に確認出来るようにするため
- ・マイナ保険証非保有者→資格確認書に加え、医療機関等への提示するため